

令和 7 年 3 月 5 日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づく補助金等の交付に関する事務の一部を法定受託事務として都道府県に委託することについて

標記の件については、下記について御留意いただきますようお願い致します。

なお、本件につきましては、管下の各会計機関へも周知徹底していただきますようお願い致します。

記

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 26 条第 2 項に基づく補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととする場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、事務委任に当たっては、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる事務の内容を明らかにして、知事等が当該事務を行うこととなることについて、都道府県の知事の同意を求めなければならないこととされており、各省各庁の長が一方的に判断するものではないことに留意して、適切に対応されたい。